

財務省第9入札等監視委員会  
平成22年度第1回定例会議議事概要

開催日及び場所	平成22年10月1日（金） 大阪国税局 第7会議室	
委員	委員 尾崎 雅俊 （辰野・尾崎・藤井法律事務所・弁護士） 委員 谷口勢津夫 （大阪大学大学院高等司法研究科 科長） 委員 松川 正毅 （大阪大学法務室 室長）	
審議対象期間	平成22年4月1日（木）～平成22年6月30日（水）	
抽出案件	4件	（備考）
競争入札（公共工事）	一件	
随意契約（公共工事）	一件	
競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：大阪国税局及び管内税務署ネットワークシステムにおける運用支援業務 契約相手方：富士電機ITソリューション 株式会社 西日本事業本部 契約金額：29,679,300円 契約締結日：平成22年4月1日 担当部局：大阪国税局
随意契約（物品役務等）	一件	
応札（応募）業者数1者 関連	3件	契約件名：法律相談等鑑定業務 契約相手方：中之島中央法律事務所 契約金額：2,016,000円 契約締結日：平成22年4月1日 担当部局：近畿財務局 ----- 契約件名：インターネットを使用した船舶データ情報検索サービスの提供 契約相手方：株式会社 フェアフィールドジャパン 契約金額：1,739,446円 契約締結日：平成22年4月1日 担当部局：大阪税関 ----- 契約件名：会計事務処理システムサポートデスク契約 契約相手方：株式会社 リコー 契約金額：3,183,600円 契約締結日：平成22年4月1日 担当部局：神戸税関
委員からの意見・質問、 それに対する回答等	下記のとおり	
委員会による意見の具 申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p><b>大阪国税局及び管内税務署ネットワークシステムにおける運用支援業務</b>            契約相手方：富士電機 ITソリューション 株式会社 西日本事業本部            契約金額：29,679,300円            契約締結日：平成22年4月1日            担当部局：大阪国税局</p> <p>仕様書に、いろいろな支援業務の体制や内容、技術的なことを詳細に掲げているが、このような内容というのは、専門業者から助言を得て策定したものか。それとも内部で策定したものか。</p> <p>形式的なことであるが、富士電機 ITソリューション株式会社とキャノン ITソリューションズ株式会社の応札条件証明書を使用している様式が異なるが、何か理由があるのか。</p> <p>入札金額に開差が見られるが、何か提供するサービスの内容に違いがあるのか。</p> <p>この業務の受託者の条件というのはかなり抽象的な形で条件が示されているため、入札者がこれに合ったサービスとして全く同じ内容のものを想定するという考えにくい、個別のサービス内容を検討した上での結果であるのか。</p> <p>予定価格の積算についてのところで、最後に割引期待率の記載があり、精通者意見とあるが、ここにいう精通者とは誰のことを指しているのか。</p>	<p>基本的には、当局担当職員が専門的な仕事をしているので、当局担当職員が策定しているが、細部については、専門業者等に確認をしながら策定している部分もある。</p> <p>また、このネットワークシステムは大阪国税局だけではなく、他の国税局も同じような形で行っているため、他の国税局の情報等も入手したところで策定していると聞いている。</p> <p>キャノン ITソリューションズ株式会社は、見本の様式から自社で作成していると思われ、特に理由はないと考えている。</p> <p>業務内容については、変わらないと考えている。</p> <p>このような結果になったのも、昨年は応札者が、富士電機 ITソリューション株式会社の1者応札であった。</p> <p>本年はキャノン ITソリューションズ株式会社が応札し、2者となったので、企業戦略として、富士電機 ITソリューション株式会社が当該業務を落札したと分析している。その結果が、金額に示されていると考えている。</p> <p>応札条件に合致しているものであるというのが最低限であり、派遣する技術者は、当然仕様書に定めるスキルを所持している者となるため、その者を派遣するということを確認しているため、サービス内容は変わらないと考えている。</p> <p>前年の請負業者に参考で聞いていると考えるが、同業者からも聞いている。</p>

その業界ではどんなものなのかということ  
聞かれたという趣旨なのか。

予定価格の積算の時には、富士電機 I T ソリ  
ューション株式会社、キャノン I T ソリ  
ューション株式会社に意見を聴取しないのか。

調達内容のなお書きに、「これらに付随する一  
切の行為も含まれる」と書いてあるが、通常この  
ような書き方をしているのか。

付随業務であっても特別に負担が重いような  
業務が発生した場合、それも全て盛り込むとい  
うような場合はあるのか。

契約書についての確認であるが、予定数量のと  
ころに「追加支援業務の予定時間は定期人事異動  
関係業務 224 時間とし、後日増減があっても乙は  
異議を申し立てない」という記載があるが、ここ  
に決められた金額しか支払わないということか。

224 時間と想定しているが 200 時間で終わった  
場合には、200 時間分しか払わないということか。

#### 法律相談等鑑定業務

契約相手方：中之島中央法律事務所

契約金額：2,016,000 円

契約締結日：平成 22 年 4 月 1 日

担当部局：近畿財務局

そのとおりである。

積算については、公表されている資料があるの  
で、単価等についてはそれに基づき行っている。  
また、昨年も同様の業務を行っていることから、  
その工数を参考に積算しているので、前年契約者  
の富士電機 I T ソリューション株式会社の情報  
というのは参考にしている部分はあると考えて  
いる。

このような業務については、仕様書に書ききれ  
ない業務があるので、このように記載している。

あまりにも想定外であり、また、莫大な業務で  
あった場合には、事前に契約業者側から話がある  
と思うが、今のところ別途料金が生じる事例もな  
いため、この仕様書の範疇で業務を行っている  
と考えている。

そのとおりである。

追加支援業務については、単価契約によるもの  
であり、1 時間当たりの単価の契約を締結してい  
る。そして、その時間に増減があった場合には、  
それに要した時間数の費用を支払う。したがっ  
て、224 時間を上回って 230 時間になったとす  
れば、230 時間に 1 時間当たりの単価を乗じて支  
払うため、その時間に増減があった場合には、そ  
れに要した時間数の費用を支払う。

また、予定時間は、過去の実績により積算して  
いる。

そのとおりである。

<p>企画競争による選定とはどのようなものか。</p> <p>企画競争といっても、複数者いないと競争にならないのではないか。</p> <p>面接審査表では、この事務所が過去に近畿財務局の顧問弁護士として仕事をしていたので業務内容がわかっていると記載されているが、前年度も同じような企画競争の結果、この事務所が選定されたということか。</p> <p>前年度もこの事務所だけが応募したのか。</p> <p>面接により事務所の考え及びスタンスを聞き取るということと、業務実施体制などの資料の記載をもって、「企画」と観念しているということか。</p> <p>審査員はどのような立場の方か。</p> <p>法律事務所あるいは弁護士の仕事について、ある程度把握している方か。</p> <p>審査員によって点数が変わったりするのか。</p> <p>他の部局と比べて、特別高いとか安いとかいうことは分かるのか。</p> <p>国有財産行政関係法令に関与した経験に関する点数が高いように思ったが、案外そうでもない。目的とするのは国有財産法に詳しいという点ではないかと思うため、競争の判断基準をそのあたりにポイントを置いた方が分かりやすいのではないかと思う。</p> <p>国有財産法に精通しているかどうかは、私は意見が若干違う。おそらく、前から国有財産法を専</p>	<p>弁護士はそれぞれ得意分野を持っているため、その得意分野はどのようなものか、国有財産行政に対してどのような考えを持っているのか、などの観点からいろいろな書類を提出していただき、あらかじめ設けた審査項目に基づき提出資料を審査する、これを企画競争と称している。</p> <p>提出資料を確認し評点をつけており、その評点の高い者が契約相手方になるため、競争原理は働いていると考えている。</p> <p>なお、企画競争とはいわゆるコンペだが、本件は企画競争で募集した結果、1者しか来なかったというものである。</p> <p>前年度も企画競争によっており、この事務所が契約相手方となっている。</p> <p>そのとおりである。</p> <p>そのとおりである。例えば、どのような実施体制か、どのような考え方かなどを書面でいただき、当方の審査員が審査するということである。</p> <p>担当課長及び担当課以外の3者である。</p> <p>そのように考えている。同じ部内で他の所属課の2者と会計課長である。</p> <p>書類を確認し、それぞれが個別につけている。</p> <p>それは把握していない。</p> <p>国有財産法関係について若干高くしているが、今後、参考にさせていただく。</p> <p>今後、参考にさせていただく。</p>
--	--

門としている弁護士はそれほど多くないと思う。  
むしろ、弁護士としての基本的な能力が十分備わ  
っていれば、案件処理に当たってその能力は発揮  
されるため、逆にあまり過大なウエートをかけな  
い方がかえっていい資質の弁護士が見つけれ  
るのではないかと思う。

#### インターネットを使用した船舶データ情報検索 サービスの提供

契約相手方：株式会社 フェアフィールドジャパン

契約金額：1,739,446円

契約締結日：平成22年4月1日

担当部局：大阪税関

最近の入札においては、入札資格をなるべく限  
定しない方向だと聞いたが、今回の案件につい  
ては、本来は「D」の案件に「C」の資格を加え  
ているが、「A」から「D」までとしなかったの  
はどういう理由か。

今回の応札者が1者しかなかったというよう  
な状況であれば、参加資格を広げるべきではな  
いかと思うが、可能ではないのか。

予定価格の積算根拠についてだが、一般的に船  
舶のデータを検索するサービスを提供する会社  
が他にあれば、そこからの情報も得るべきと思  
うがいかがか。

#### 会計事務処理システムサポートデスク契約

契約相手方：株式会社 リコー

契約金額：3,183,600円

契約締結日：平成22年4月1日

担当部局：神戸税関

本案件の業務内容は前年と同様であるのか。  
また、前年の契約者はどこか。  
更に、本案件に興味を示した業者は何者いた  
か。

参加資格の「A」から「D」というのは、予定  
価格で決まっており、中小企業保護ということも  
含め、総合勘案して今回は「C」を加えたもので  
ある。

来年も同様の調達を行うのであれば、「B」を  
含め競争を促そうかと考えている。

門戸はできるだけ広げていきたいと考えてい  
る。

予定価格に関しては、来年度、同様の調達があ  
る場合は、参加資格について検討していきたいと  
考えている。

業務内容は同じで、前年も株式会社リコーが落  
札している。

入札説明書等を受領した者は4者であったが、  
うち3者から辞退する旨の連絡を受けた。

予定価格と落札金額が同額であるが、事前に落札者が予定価格を推察するということはないのか。

「機能証明書」を提出する期間というのはどれぐらいの期間を確保しているのか。

2週間あれば十分作成できるものか。

この案件のようなソフトやアプリケーション関係のサポート契約では開発業者が有利ということか。

ソフトの開発業者である株式会社リコーが、仮に予定価格を上回る価格にて応札してきた場合の対応は。

予定価格の算定に当たっては、前年度契約金額と各種公表資料から算出した金額とを比較して安価な価格を予定価格としている。今年度の仕様は、前年度の仕様と変更がなかったことから、前年も契約を行っている落札者の応札額と予定価格が同額であったと考えている。

2週間確保している。

可能と考えている。

開発業者以外はプログラムソフトの解析が必要になる分、人件費コストが発生するため、開発業者が有利となる。

今回の案件については、平成7年度にシステム開発の契約を行った株式会社リコーが著作権を有している。

一般競争入札において、落札者がいなかった場合は、最も低い価格で入札を行った者と交渉し、予定価格の範囲内で、随意契約を結ぶこととなる。

また、仕様の見直しを行うとともに、予定価格を変更した上で、再度公告入札を行う方法もある。